

目次

中国運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な法改正	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	16
5 自動車の検査制度	20
6 整備工場の認証制度	29
7 指定制度（工場関係）	40
8 指定制度（検査員関係）	49
9 指定制度（保安基準適合証関係）	51
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	70

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	86
3 自動車の車体関係	93
4 自動車の室内関係	99
5 自動車の騒音・排ガス関係	109
6 自動車の灯火関係	111
7 警音器・後写鏡・速度計 他	123
8 テスタ等による機能維持確認	128

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	141
2 年度別計算問題	142

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回	161
2 令和6年度 第2回	171
3 令和5年度 第1回	180
4 令和5年度 第2回	188
5 令和4年度 第1回	197
6 令和4年度 第2回	205
7 令和3年度 第2回	214
8 令和3年度 第1回	223

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日
法律第63号まで

◎施行規則：令和6年11月13日
国土交通省令第99号まで

◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	7
3. 自動車の種別 (法令)	8
4. 自動車の種別 (内容)	8

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録	11
5. 移転登録	12
6. 永久抹消登録・一時抹消登録	12
7. 自動車登録番号標の表示の義務	13
8. 車台番号等の打刻	13
9. 打刻の塗まつ等の禁止	14
10. 譲渡証明書	14
11. 臨時運行	14

3 保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	16
2. 日常点検整備	16
3. 定期点検整備 (期間)	17
4. 定期点検整備 (基準・内容)	18
5. 点検整備記録簿	19

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	20
2. 自動車検査証の記載事項	20
3. 新規検査	21
4. 自動車検査証の有効期間	22
5. 自動車検査証の有効期間の起算日	23
6. 継続検査	24
7. 自動車検査証の備付け・ 検査標章の表示	24
8. 自動車検査証記録事項の変更	25
9. 構造等変更検査	25
10. 自動車検査証等の再交付	26
11. 予備検査	26
12. 限定自動車検査証	27
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	27

6 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	29
2. 認証	29
3. 認証基準	30
4. 特定整備の定義	31
5. 認証における取扱い	33
6. 特定整備事業者の変更届・事業の廃止	33
7. 特定整備事業者の標識	34
8. 特定整備事業者の義務	34
9. 特定整備記録簿	35
10. 特定整備事業者の設備の維持	36
11. 特定整備事業者の遵守事項	36

12. 整備主任者	39
13. 事業の停止	40

7 指定制度 (工場関係)

1. 優良自動車整備事業の認定	40
2. 指定自動車整備事業の指定	40
3. 工場の設備、技術及び管理組織	41
4. 自動車の検査の設備	43
5. 要員関係の基準の解釈	44
6. 作業場等の基準の解釈	46
7. 検査の設備の共用等	47
8. 設備の維持	48
9. 検査用機器の校正	48

8 指定制度 (検査員関係)

1. 自動車検査員の選任	49
2. 自動車検査員の要件	50
3. 自動車検査員の兼任	50
4. 自動車検査員の解任	50

9 指定制度 (保安基準適合証関係)

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付 (法令)	51
2. 指定事業者による 保安基準適合証の交付 (実務)	52
3. 保安基準適合証等の交付範囲	53
4. 指定事業者の点検の基準	53
5. 自動車検査員による検査の基準	55
6. 自動車検査員による証明 (証明方法)	57
7. 自動車検査員による証明 (同一性の確認等)	58
8. 自動車検査員による証明 (複数の自動車検査員が分担して行う場合)	58
9. 自動車検査員による点検	58
10. 自動車検査員の服務	59
11. 自動車検査員の作業範囲	60
12. 保安基準適合証等の有効期間	61
13. 保適を提出した場合の取扱い	62
14. 保安基準適合標章の表示	62
15. 保安基準適合証の取扱い (紙による方法)	63
16. 保安基準適合証の取扱い (電磁的方法)	64
17. 走行距離計表示値の取扱い	66
18. 保安基準適合証の取扱い (局通達)	67
19. 保安基準適合証の取扱い (最終検査申請日)	67
20. 自賠償保険証明書の備付け	68
21. 自賠償保険証明書の提示	69
22. 限定保安基準適合証	69

10 指定制度 (記録簿・罰則・変更届)

1. 指定整備記録簿	70
2. 指定整備記録簿 (記載要領)	71
3. 指定整備事業者の罰則の適用	73
4. 指定整備事業者の変更届等	74
5. 指定整備事業者の標識	74
6. 自動車重量税の不納付による 自動車検査証の不交付等	74
7. 不正使用等の禁止	75
8. 不正改造の禁止	75

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（ ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ ）等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（ ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)の防止その他の環境の保全並びに(②)についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑9. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の(②)に資することにより、(③)を増進することを目的とする。[R2.2]
- ☑10. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに(③)についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.2]

◎正解 1…安全性/整備事業：2…所有権/整備：3…○：4…公証/整備：
 5…環境の保全/整備事業：6…所有権/公共の福祉：7…①公害/②整備：8…安全性/技術：
 9…①所有権/②健全な発達/③公共の福祉：10…①安全性/②公害/③整備

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

- この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「道路運送車両」とは、自動車、() 及び軽車両をいう。[R4.1]
- ☑2. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽自動車をいう。[R5.1]
- ☑3. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R3.1/R1.2]
- ☑4. 「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R3.2]
- ☑5. この法律で「自動車」とは、() により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した() であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R6.1]
- ☑6. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。[R4.2]
- ☑7. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
[R6.2/R5.2/R2.2]

◎正解 1…原動機付自転車：2…×：3…○：4…×：5…原動機/用具：6…○：7…○

[関係法令]

◆車両法◆第2条（定義）

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
 - ▷側車付を除いた二輪は総排気量0.125 ℓ以下、その他のものは0.050 ℓ以下のものが原動機付自転車。
 - ▷排気量0.050 ℓ以下は第一種原動機付自転車、その他のもの（0.050～0.124 ℓ）が第二種原動機付自転車。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 - ▷側車付を除いた二輪は総排気量0.125 ℓ以下、その他のものは0.050 ℓ以下のものが原動機付自転車。
 - ▷排気量0.050 ℓ以下は第一種原動機付自転車、その他のもの（0.050～0.124 ℓ）が第二種原動機付自転車。
- この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。
 - ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そりなど。
- この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

3 自動車の種別（法令）

[過去出題例]

- ☑1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに（ ）の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.2]
- ☑2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに原動機の（ ）及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.2]
- ☑3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（ ）並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]
- ☑4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに（ ）の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R2.2]
- ☑5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに（ ）の種類及び（ ）又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R1.2]

◎正解 1…大きさ/原動機：2…大きさ/種類：3…構造：4…原動機：5…原動機/総排気量

[関係法令]

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
- ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（内容）

[過去出題例]

- ☑1. 長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.99m、総排気量が2.18ℓのガソリンを燃料とする自動車の種別は、普通自動車である。[R5.1]
- ☑2. 長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.99m、総排気量が2.18ℓの軽油を燃料とする自動車の種別は、普通自動車である。[R3.2]
- ☑3. 総排気量2.98ℓの軽油を燃料とする内燃機関を原動機とする自動車において、長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m以下の大きさであれば、自動車の種別は小型自動車に該当する。[R3.1]
- ☑4. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下である。[R6.1]
- ☑5. 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、令和5年2月1日に製作された長さ3.4m、幅1.48m、高さ2.0m、定格出力70kWである四輪の自動車の種別は軽自動車である。[R4.2]

◎正解 1…○：2…×：3…○：4…○：5…○

[関係法令]

◆施行規則◆第2条（自動車の種別）

1. 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

〈別表第1（第2条関係）〉

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等 [以下略] ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車等 [以下略] 2. ポール・トレーラ等 [略]			
小型特殊自動車	1. 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	2. 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km/h未満のもの			

2 自動車の登録制度

1 登録の一般的効力

[過去出題例]

- ☑1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、（ ）に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R4.1/R1.2]
- ☑2. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R3.1]

◎正解 1…自動車登録ファイル：2…○

[関係法令]

◆車両法◆第4条（登録の一般的効力）

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

6 整備工場の認証制度

1 特定整備事業の種類

[過去出題例]

- ☑1. 自動車特定整備事業の種類は、普通自動車特定整備事業、小型自動車特定整備事業、軽自動車特定整備事業及び特殊自動車特定整備事業である。[R5.1]
- ☑2. 自動車特定整備事業の種類は、普通自動車特定整備事業、小型自動車特定整備事業、軽自動車特定整備事業、大型特殊自動車特定整備事業である。[R3.1]
- ☑3. 自動車特定整備事業の種類に関して、小型自動車特定整備事業は、普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車を対象である。[R5.2]
- ☑4. 自動車特定整備事業の種類が小型自動車特定整備事業は、検査対象軽自動車の特定整備を行うことができない。[R6.1]

◎正解 1…×：2…×：3…×：4…×

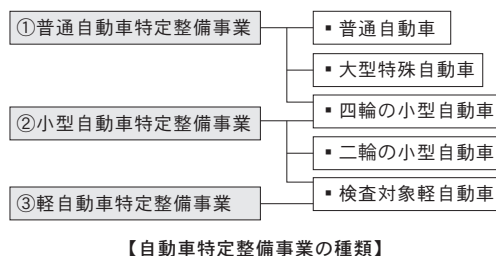
[関係法令]

◆車両法◆第77条（自動車特定整備事業の種類）

1. 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ）の種類は、次に掲げるものとする。

▷自動車特定整備事業の種類

種類	対象とする自動車
①普通自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通自動車 ▪ 大型特殊自動車 ▪ 四輪の小型自動車
②小型自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 小型自動車 ▪ 検査対象軽自動車
③軽自動車特定整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 検査対象軽自動車



2 認証

[過去出題例]

- ☑1. 自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の（ ）及び特定整備を行う（ ）ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。[R3.1/R1.2改]
- ☑2. 自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の認証を受けなければならない。[R4.1]

◎正解 1…種類/事業場：2…×

[関係法令]

◆車両法◆第78条（認証）

1. 自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
2. 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

3 認証基準

〔過去出題例〕

- ☑1. 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、自動車の型式に固有の（ ）及び運行補助装置の機能の（ ）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。〔R5.1〕
- ☑2. 電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業の事業場には、整備用スキャンツール及び水準器を備えなければならない。〔R3.1〕
- ☑3. 自動車特定整備事業を行う事業場は、（ ）人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。〔R3.2〕

◎正解 1…技術上の情報/調整：2…○：3…2

〔関係法令〕

◆車両法◆第 80 条（認証基準）

1. 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

(1) 当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令〔施行規則第 57 条〕で定める基準に適合するものであること。

◆施行規則◆第 57 条（認証基準）

1. 法第 80 条第 1 項第 1 号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第 4 に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ. 分解整備を行う場合にあつては、別表第 4 に掲げる規模の屋内作業場

ロ. 電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第 4 に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。次号において同じ）と兼用することができる。

(2) 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

(3) 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

(4) 事業場は、別表第 5 に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

▷電子制御装置整備を行う事業場には、水準器、整備用スキャンツールの備付が必要〔別表第 5〕。

(5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第 3 条第 9 号の自動車〔自動運行装置を備えた自動車〕の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く）及び運行補助装置の機能の調整（第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号において「エーミング作業」という）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

(6) 事業場は、2 人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

▷自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員を兼務しても差し支えない〔整備事業の取扱い 別添 1〕。

(7) 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ. 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く）

…少なくとも 1 人の自動車整備士技能検定規則の規定による 1 級又は 2 級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、2 級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号イ及びハにおいて同じ）に合格した者を有し、かつ、1 級、2 級又は 3 級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を 4 で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 とする）以上であること。

ロ. 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く）…（略）

中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月を試問実施年度の3年前とすることが多い。そこで、第2章は、特にことわりのない限り、令和4年7月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	80
2. 不適切な補修等	81
3. 長さ、幅及び高さ	83
4. 最低地上高	83
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	84
6. 安定性	85
7. 最小回転半径	86

2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	86
2. 速度抑制装置	87
3. 走行装置	88
4. 操縦装置	89
5. 施錠装置	89
6. 制動装置	91
7. 緩衝装置	91
8. 燃料装置	92
9. 電気装置	93

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	93
2. 車体表示	95
3. 巻込防止装置	95
4. 突入防止装置	96
5. 前部潜り込み防止装置	98

4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	99
2. 運転者席	100
3. 座席	100
4. 座席ベルト	101
5. 座席ベルト非装着時警報装置	102
6. 頭部後傾抑止装置	103
7. 通路	104
8. 乗降口	105
9. 非常口	105
10. 物品積載装置	106
11. 窓ガラス（貼付物等）	107

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	109
2. 排出ガス等の発散防止装置	110
3. 排気管	110

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	111
2. すれ違い用前照灯	112
3. 前部雾灯	112
4. 車幅灯	113
5. 昼間走行灯	114
6. 前部反射器	114
7. 側方灯・側方反射器	114
8. 番号灯	115
9. 尾灯	115
10. 後部雾灯	116
11. 後部反射器	116
12. 大型後部反射器	117
13. 制動灯	118
14. 補助制動灯	119
15. 後退灯	119
16. 方向指示器	120
17. 補助方向指示器	121
18. 非常点滅表示灯	122
19. その他の灯火等の制限	122

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	123
2. 非常信号用具	123
3. 後写鏡	124
4. 窓ふき器等	125
5. 速度計	125
6. 消火器	126
7. 内圧容器	126
8. 運行記録計	127
9. 緊急自動車	127
10. 道路維持作業用自動車	128

8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	128
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	129
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	129
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	133
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	134
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	137
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	139
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	140

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

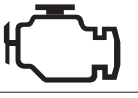
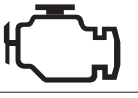
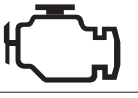
[過去出題例]

- ☑1. 「ガラス開口部」とは、ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を含んだ部分をいう。[R6.2/R3.1]
- ☑2. 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。[R3.2]
- ☑3. 「小人定員」とは、6才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R6.1/R2.2]
- ☑4. 「審査時車両状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R2.2]
- ☑5. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える原動機の異常状態を表示するテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅している状態は、「審査時車両状態」の要件を満たしていない。[R1.2]
- ☑6. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R5.1]
- ☑7. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R4.2/R4.1/R3.2/R1.2]
- ☑8. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、()、切損、亀裂又は腐食をいう。[R6.2]
- ☑9. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は()をいう。[R5.2]
- ☑10. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。[R5.1]
- ☑11. 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。[R5.2]
- ☑12. () 座席ベルトは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[R5.1]
- ☑13. 連鎖式点灯の方向指示器であって、照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものの照明部に外接する長方形は、その長辺がH面（灯火器の基準中心を含む水平面）に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は() 以上であること。[R4.1/R3.1]

◎正解 1…×：2…○：3…×：4…×：5…○：6…○：7…○：8…破損：9…腐食：
10…○：11…○：12…第二種：13…1.7

[関係法令]

◆審査規程 1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容				
ガラス開口部	ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除いた部分をいう。				
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう [以下略]。 ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。				
三輪自動車	3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。				
小人定員	12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。				
審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあつては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。 ②原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない [以下略]。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>異常状態の表示</td> <td>識別表示例</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td></td> </tr> </table>	異常状態の表示	識別表示例	原動機	
異常状態の表示	識別表示例				
原動機					
積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。 ▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。				
走行中に使用しない灯火	点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。				
損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。				
燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。				
第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであつて、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。				
連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全て [一部省略] の要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ◎方向指示器（照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面（灯火器の基準中心を含む水平面）に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。				

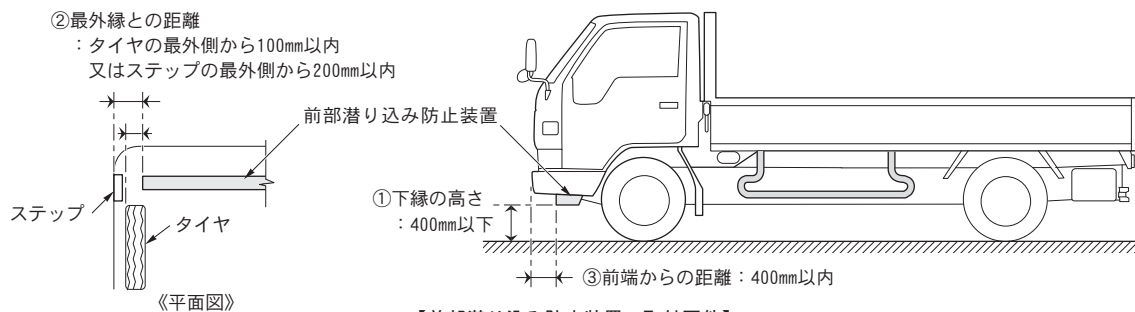
2 不適切な補修等

[過去出題例]

- ☑1. 普通特種自動車（車体の形状：タンク車）に最大積載容積及び積載物品名が、手で容易に取り外すことができるマグネット板を用いて表示されていたため、基準に適合しないものと判断した。

[R4.2]

《車両総重量7.5t超》



【前部潜り込み防止装置の取付要件】

4 自動車の室内関係

1 乗車装置

[二輪自動車の後部座席]

- ☑1. 小型二輪自動車の後部座席であって、乗車装置として握り手又は足かけのどちらかを有するものは、「安全な乗車を確保できる構造」の基準に適合する。[R1.2]
- ☑2. 二輪自動車の後部座席について、乗車装置として握り手を有していなかったが、足かけを有していたため、基準に適合するものと判断した。[R6.2]
- ☑3. 小型二輪自動車の後部座席であって、乗車装置として足かけを有していなかったが、握り手を有していたため、安全な乗車を確保できる構造として基準に適合するものと判断した。[R6.1/R4.1]

[客室]

- ☑4. 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、() を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び緊急自動車にあっては、この限りでない。[R2.2]

[難燃性]

- ☑5. 鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む。）及び天然皮革は、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料とされる。[R4.1]
- ☑6. 内装材料の難燃性の基準について、鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む）及び() は、この基準に適合するものとする。[R6.2/R3.2]
- ☑7. 内装材料の難燃性の基準について、鉄板、アルミ板、()、厚さ3mm以上の木製の板（合板を含む）及び天然皮革は、この基準に適合するものとする。[R3.1]

◎正解 1…×：2…×：3…×：4…客室：5…○：6…天然皮革：7…FRP

[関係法令]

◆審査規程7-40 乗車装置・要約

[二輪自動車の後部座席] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

基準に適合するもの
「握り手」及び「足かけ」を有するもの

〔客室〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には客室を備えなければならない。
▷二輪自動車、側車付二輪自動車及び緊急自動車を除く。

〔難燃性〕

※平成6年4月1日(輸入自動車(乗車定員11人以上の乗用自動車を除く)は平成7年4月1日)以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

難燃性でなければならない自動車の装置等	難燃性とされる素材(*2)	内装とされないもの
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 座席 ▪ 座席ベルト ▪ 頭部後傾抑止装置 ▪ 年少者用補助乗車装置 ▪ 天井張り ▪ 内張りその他の運転者室及び客室の内装(*1) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鉄板 ▪ アルミ板 ▪ FRP ▪ 厚さ3mm以上の木製の板(合板を含む) ▪ 天然皮革 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 車体に固定されていないもの ▪ 表面の寸法が長さ293mm又は幅25mmに満たないもの

*1：二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。

*2：難燃性であることの証明書がある素材についても難燃性として取り扱うことができる。

2 運転者席

〔過去出題例〕

- ☑1. 最大積載量1,000kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなすことができる。[R6.2/R1.2]
- ☑2. 小型貨物自動車(車体の形状：バン、最大積載量：1,000kg)の運転者席と物品積載装置との間に隔壁や保護仕切を有していなかったため、基準に適合しないものと判断した。[R6.1/R5.2]
- ☑3. 小型貨物自動車(車体の形状：バン、最大積載量900kg)の運転者席と物品積載装置との間に隔壁や保護仕切を有していなかったため、基準に適合しないものと判断した。[R5.1]
- ☑4. 最大積載量750kgの小型貨物自動車(車体形状：バン)について、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切りを有していなかったため、基準に適合しないものと判断した。[R3.1]

◎正解 1…×：2…○：3…○：4…○

〔関係法令〕

◆審査規程7-41 運転者席・要約

〔保護棒等が必要な運転者席〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

区分	最大積載量	運転者席に必要な装置
一般乗合旅客自動車運送事業用自動車(路線バス)	—	「保護棒」又は「隔壁」
貨物自動車	500kg以下	運転者席の背あてを保護仕切りとみなす
	500kg超	「隔壁」又は「保護仕切り」

3 座席

〔過去出題例〕

- ☑1. 幼児専用車の幼児用座席は、前向き又は横向きに設けられたものであること。[R5.1]
- ☑2. 幼児専用車には、()を幼児用座席として設けることができない。[R2.2]

◎正解 1…×：2…補助座席

1 ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に1m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、1kg×9.8m/s²=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	制動力の判定基準	
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点第3位以下を切り捨て）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和6年度 第1回問題

【1】主要諸元が〔A表〕の小型四輪貨物自動車について、検査機器による制動力検査を実施したところ〔B表〕に示す結果を得た。道路運送車両の保安基準その他関係法令に照らし、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。なお、このときの天候は晴れでブレーキ・テストのローラは乾燥状態であり、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することができない状態とする。

(1) この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、〔C表〕①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値については、左右差の値は小数点第3位を切り上げ、制動力の値は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入しなさい。

(2) 〔C表〕⑥～⑩の判定結果について、(1)で求めた値が道路運送車両の保安基準に適合するものには○を、適切しないものには×を記入しなさい。

〔A表〕

初度登録年月	令和3年7月
乗車定員	3人
空車時前軸重	1,360kg
空車時後軸重	790kg
最大積載量	1,000kg
最高速度	160km/h

〔B表〕

主制動力	前軸	右	4,090N
		左	3,280N
	後軸	右	2,010N
		左	1,680N
駐車ブレーキの制動力	右	1,940N	
	左	1,720N	

〔C表〕

項目			計算値	判定結果
主 制 動 力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	①) N/kg	⑥)
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	②) N/kg	⑦)
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	③) N/kg	⑧)
総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の値	④) N/kg	⑨)	
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			⑤) N/kg	⑩)

解説

①審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・制動力の前輪左右差＝主制動力（前輪 右－左）＝4090N－3280N＝810N
- ・審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸重）＋55kg＝1360kg＋55kg＝1415kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{810\text{N}}{1415\text{kg}} = 0.572\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「2」であり、これを切り上げると、答えは「①0.58N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.58N/kg」であることから、判定結果⑥は「○」となる。

②審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値

- ・②は、後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・制動力の後輪左右差＝主制動力（後輪 右－左）＝2010N－1680N＝330N
- ・審査時車両状態における後軸重＝車両重量（後軸重）＝790kg
- ・以上の結果、②は次のとおりとなる。

$$\text{②} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{330\text{N}}{790\text{kg}} = 0.417\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「7」であり、これを切り上げると、答えは「②0.42N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.42N/kg」であることから、判定結果⑦は「○」となる。

③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値

- ・③は、後軸の制動力の和を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後輪制動力＝主制動力（後輪 右＋左）＝2010N＋1680N＝3690N
- ・審査時車両状態における後軸重＝790kg
- ・以上の結果、③は次のとおりとなる。

$$\text{③} = \frac{\text{後輪制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{3690\text{N}}{790\text{kg}} = 4.6708\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「08…」であり、これを切り捨てると、答えは「③4.67N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.98N/kg以上」であり、計算値は「4.67N/kg」であることから、判定結果⑧は「○」となる。

④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力（総和）の値

- ・④は、制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値である。
- ・制動力の総和＝主制動力（前輪 右＋左）＋（後輪 右＋左）

$$= 4090\text{N} + 3280\text{N} + 2010\text{N} + 1680\text{N} = 11060\text{N}$$
- ・審査時車両状態における自動車の重量＝車両重量（前軸重＋55kg＋後軸重）

$$= 1360\text{kg} + 55\text{kg} + 790\text{kg} = 2205\text{kg}$$
- ・以上の結果、④は次のとおりとなる。

$$\text{④} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{11060\text{N}}{2205\text{kg}} = 5.015\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「5…」であり、これを切り捨てると、答えは「④5.01N/kg」となる。
- ・ブレーキ・テストのローラが乾燥している状態のため判定根基準値は、「4.90N/kg以上」となり、計算値は「5.01N/kg」であることから、判定結果⑨は「○」となる。

⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値

- ・⑤は、駐車ブレーキの制動力を審査時車両状態における自動車の重量で除した値である。
- ・駐車ブレーキの制動力（右＋左）＝1940N＋1720N＝3660N
- ・審査時車両状態における自動車の重量は④より2205kgである。
- ・以上の結果、⑤は次のとおりとなる。

$$\text{⑤} = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{3660\text{N}}{2205\text{kg}} = 1.659\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「9…」であり、これを切り捨てると、答えは「⑤1.65N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「1.96N/kg以上」であり、計算値は「1.65N/kg」であることから、判定結果⑩は「×」となる。

2 令和6年度 第2回問題

【1】主要諸元が〔A表〕の小型四輪貨物自動車について、検査機器による制動力検査を実施したところ〔B表〕に示す結果を得た。道路運送車両の保安基準その他関係法令に照らし、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。なお、このときの天候は晴れでブレーキ・テストのローラは乾燥状態であり、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することができない状態とする。

- (1) この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、〔C表〕①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値については、左右差の値は小数点第3位を切り上げ、制動力の値は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入しなさい。
- (2) 〔C表〕⑥～⑩の判定結果について、(1)で求めた値が道路運送車両の保安基準に適合するものには○を、適合しないものには×を記入しなさい。

- ◎中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連については、試問を実施する年度の3年前の7月を自動車の製作年月として出題されることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、令和4年7月を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

4-1 ▷令和6年度第1回 自動車検査員教習修了試問

I 基礎法令

【1】 次の各文について、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下である。
2. 新規登録の申請をする場合において、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、保安基準適合証を提出することをもって当該自動車の提示に代えることができるのは、最大積載量が1t以下であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されている自動車である。
3. 封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の左側又は右側の取りつけ箇所に行うものとする。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が4t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量は、自動車検査証に記載される事項である。
5. 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る登録識別情報等通知書を提示しなければならない。
6. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則第2号様式又は第2号様式の2による有効期間及び車台番号が見やすいように表示しなければならない。
7. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。

【2】 次の各文は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に関して述べたものです。各文の(①)～(⑧)の中にあてはまる最も適切な字句を選択枠から選び、その記号(ア～ト)を記入しなさい。(複数回答可)

1. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(②)についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で「自動車」とは、(③)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した(④)であつて、原動機付自転車以外のものをいう。
3. 自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な(⑤)の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

4. 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査又は(⑥)検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、(⑦)を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。
5. 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章又は(⑧)は、当該自動車以外の自動車に使用してはならない。

ア：点検整備済ステッカー	イ：所有権	ウ：自動車検査証	エ：継続
オ：点検	カ：用具	キ：車両	ク：原動機
ケ：構造等変更	コ：検査標章	サ：内燃機関	シ：動力
ス：保安基準適合標章	セ：自動車	ソ：所有者	タ：予備検査証
チ：保安基準適合証	ツ：限定自動車検査証	テ：臨時	ト：整備

Ⅱ 整備関係法令

【3】 次の各文について、道路運送車両法及びその他関係法令等に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8t以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車は、6月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
2. 自動車特定整備事業の種類が小型自動車特定整備事業は、検査対象軽自動車の特定整備を行うことができない。
3. 自動車特定整備事業者は、氏名又は名称及び住所について変更が生じたときは、その事由が生じた日から15日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
4. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。
5. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。
6. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の自動車検査員の証明は、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、保安基準適合標章に押印することにより行う。
7. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、交付をした日から15日間とする。
8. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を1年間保存しなければならない。
9. 指定整備記録簿の制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」欄の記載について、各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に60kgを加えた値を前軸の「軸重」欄に記載する。
10. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

▷ 模範解答

I 基礎法令

【1】

- ：施行規則2条、別表第1
- ：車両法7条3項3号、施行規則2条の3
2号
- ×（左側又は右側⇒左側）：施行規則8条1項
- ×（4t以上⇒7t以上）：施行規則35条の3
1項27号
- ：施行規則36条3項
- ×（車台番号⇒自動車登録番号）：車両法94条
の5 11項、施行規則37条の4
- ：施行規則44条1項

【2】

- ①ーイ（所有権）：②ート（整備）：車両法1条
- ③ーク（原動機）：④ーカ（用具）：車両法2条
2項
- ⑤ーウ（自動車検査証）：車両法58条1項
- ⑥ーエ（継続）：⑦ーツ（限定自動車検査証）：
車両法71条の2 1項
- ⑧ース（保安基準適合標章）：車両法98条3項

II 整備関係法令

【3】

- ×（6月⇒3月）：車両法48条1項1号、点検
基準3条
- ×（検査対象軽自動車の特定整備を行うことが
できる）：車両法77条2号
- ×（15日以内⇒30日以内）：車両法81条1項1
号
- ：車両法90条
- ：車両法94条の4 4項

- ×（押印することを要しない）：指定規則7条
1項
- ×（交付した日⇒検査をした日）：指定規則9
条1項
- ：指定規則12条2項
- ×（60kg⇒55kg）：指定整備記録簿の記載要領
3. 別紙
- ：自賠法8条

【4】

- ①ーキ（特定整備記録簿）：②ート（完了）：③
ーク（依頼者）：車両法91条1項3～4号
- ④ーオ（種別）：⑤ーテ（点検時期）：整備事業
の取扱い 別添1 第3 1. (1) ア.
- ⑥ーシ（関連性）：整備事業の取扱い 別添1
第3 3.
- ⑦ーイ（作業）：整備事業の取扱い 別添1
第3 4.
- ⑧ーカ（使用）：⑨ーウ（可能性）：整備事業の
取扱い 別添3 第3 (2)
- ⑩ーコ (21)：保適の有効期間と自賠保険の取
扱い1、2

【5】

- ①ーコ（角度）：②ーイ（機能）：③ーウ（センシン
グ）：④ーエ（複眼）：⑤ーカ（脱着）：
⑥ーカ（脱着）：⑦ータ（自動命令）：⑧ーシ（衝突
被害軽減）：施行規則3条「特定整備の定義の解釈
について」別紙 I. 2

【6】

- ①ーサ (4)：②ーイ (1/3)：③ーコ（統括）：
④ータ（全般）：⑤ーツ（教育）：⑥ーオ（板金工）：
⑦ーカ（整備）：整備事業の取扱い 別紙3の2 1、
2

R6.1